

別記3

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業 (先進的な林業機械等整備) 実施要領

第1 目的

この事業は、体質強化・花粉削減計画の参画事業体が、原木安定供給計画の対象となる木材加工施設へ間伐材等を供給するための間伐等の森林施業の実施や、花粉の少ない森林への転換促進計画の対象となるスギ人工林伐採重点区域等におけるスギ等の伐採に必要な先進的な林業機械等の整備に対して支援する。

第2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付金の交付決定に際し県実施要領の別紙、別紙様式1を付するものとする。

第3 事業計画の作成

- 1 事業実施主体は、事業計画書(別添様式)を作成し、地域振興局長又は地区振興事務所長(以下「地域振興局長等」という。)を経由して知事に提出する。
- 2 事業計画において、取り組みの内容・手法を明示するとともに、国実施要領の別表3「指標のガイドライン」に基づき指標の設定をおこない、その実現を目指すものとする。
- 3 地域振興局長等は、事業実施主体から提出のあった事業計画書を審査し、適切と認められるときは知事に進達するものとする。

なお、地域振興局長等は、必要に応じて、事業実施主体に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。

- 4 知事は、提出された事業計画の内容が適切と認められるときはこれを承認し、予算の範囲内で事業実施主体にその旨を通知する。

第4 事業計画の変更

- 1 事業実施主体は、当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要がある場合、変更事業計画を作成し、知事に提出するものとする。

なお、著しい変更とは以下に該当する場合を指す。

- (1) 先進的な林業機械等の変更又は追加
- (2) 交付金の増額又は30%を超える減額
- (3) 個別指標の目標値の変更

- 2 知事は、変更内容を審査し、やむを得ないと認めたときはこれを承認し、事業実施主体にその旨を通知する。

第5 事業内容及び採択基準等

事業内容等は、国交付要綱の別表のⅠの2の(2)の④及びⅡの3の「先進的な林業機械等の整備」によるものとし、採択基準等は、国運用の別表1のⅠの2の(3)の④及びⅡの1の(3)の「先進的な林業機械等の整備」に基づくほか、県実施要領の別表1の「3先進的な林業機械等整備」によるものとする。

第6 交付事務及び事業遂行のための報告等

1 着手報告

事業の着手は県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第3の4の事業実施計画の承認後に、やむを得ない事情により交付決定前の着手を必要とする場合は、県実施要領第10に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。

事業実施主体は、事業に着手したときは、速やかに着手報告書（別紙様式1号）を知事に提出するものとする。

2 完了報告

事業実施主体は、事業が完了したときは事業完了報告書（別紙様式2号）を知事に提出するものとする。

第7 検査

知事は、事業実施主体から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに事業完了検査又は完了確認を行うものとする。

完了検査又は完了確認の方法については、新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年11月20日付け新潟県告示第1591号）及び新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和53年10月13日付け林第1310号）等に基づいて行うものとする。

第8 施設の管理等

- 1 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）同施行令（昭和30年政令第255号）等、国、県の関係通達等に従うほか、機械施設等の管理運営については、国運用第6施設の管理に従い行うものとする。

- 2 事業実施主体は、当該事業によって整備した施設について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間、大蔵省令に定められていないものについては農林水産大臣が別に定める期間内に廃止や他用途への転用及び管理主体の変更等を行おうとするとき

は、事前に財産処分承認申請書（別紙様式3号）又は管理主体の変更承認申請書（別紙様式4号）を知事に提出し、承認を得るものとする。

- 3 事業実施主体は、当該事業によって整備した施設が天災その他の災害を受けたときは、速やかに災害報告（別紙様式5号）を知事に提出するものとする。

第9 その他

- 1 事業実施主体が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長等を経由するものとし、提出部数は2部（知事1部、地域振興局長等1部）とする。
- 2 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第3条第1項によって地域振興局長等に執行が委任された事業については、第6及び第7において「知事」とあるのを「地域振興局長等」と読み替えるものとする。

附則 この要領は、平成30年4月24日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附則 この要領は、平成31年4月2日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和2年3月2日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和3年3月5日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和4年3月10日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和5年3月14日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和6年3月12日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和7年3月24日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和8年3月16日から施行し、令和7年度事業から適用する。